会員規約

第1条(目的)

この規約は、一般社団法人日本胎児心臓病学会(以下「本会」という。)の会員の入退 会及び会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (会員の種別)

定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- 1. 正会員 本会の対象領域に関心を持つ医師であって、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入する個人とする。
- 2. 準会員 本会の対象領域に関心を持つ医師以外の医療従事者であって、本会の目的 に賛同し、所定の会費を納入する個人とする。
- 3. 名誉会員 定時代議員会の日をもって満 65 歳以上である、次のいずれかの基準を満たし、代議員会が承認した個人とする。なお、名誉会員となる事業年度以降は年会費を免除し、選挙権は付与しない。
 - (1) 理事長を経験した者
 - (2) 理事を 10年以上経験した者
 - (3) 理事を5年以上経験し、なおかつ学術集会会長を経験した者
- 4. 功労会員 定時代議員会の日をもって満 65 歳以上である、次のいずれかの基準を満たし、代議員会が承認した個人とする。なお、功労会員となる事業年度以降は年会費を免除し、選挙権は付与しない。
 - (1) 学術集会会長を経験した者
 - (2) 理事を3年以上経験した者
 - (3) 代議員を 10 年以上経験した者
- 5. 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会が行う事業を助成する団体又は個人とする。

第3条 (入会手続)

1. 本会の正会員、準会員になろうとする個人、賛助会員になろうとする個人又は団体は、年会費を本会の所定口座へ振込んだ後、所定の手続きにより、入会申し込みを

行う。

2. 本会への入会の可否は、本会の資格審査委員会において資格審査委員会細則に則り決定し、入会承認通知メールにより申込者に通知する。

第4条 (年会費)

- 1. 正会員、準会員及び賛助会員は、次の年会費を納入しなければならない。
 - (1) 正会員 10,000 円
 - (2) 準会員 5,000 円
 - (3) 名誉会員 免除
 - (4) 功労会員 免除
 - (5) 賛助会員 1口100,000円
- 2. 納入後の年会費は、返金しないものとする。

第5条 (会費の納期)

すべての会員は、毎事業年度開始の日(1月1日)から1ヶ月以内に年会費の全額 を納入しなければならない。ただし、事業年度開始の日において休会中の会員について は会費を免除する。

第6条(会員名簿)

- 1. 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。
- 2. 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱うものとする。

第7条 (休会)

1. 会員は、海外留学、出産、育児、病気等の事由により休会届及び休会の理由を示す 書類を提出し、理事会が認めた場合は、休会することができる。ただし、当該期間 は会員資格を停止するものとする。なお、家族等の留学に随行する場合もこれに準 ずる。 2. 休会は、1回の届出について3年を限度とし、休会の限度は計10年を限度とする。

第8条 (復会)

復会は、復会届を提出し、資格審査委員会で精査、理事会で承認後に、事業年度の年会費を納入し会員資格を再開する。ただし、当該事業年度の年会費を納入していた場合には、復会における年会費の納入は不要とする。

第9条(退会)

- 1. 会員は、本会が定める退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。ただし、未履行の義務を免れることはできず、既納の拠出金品は返還しない。
- 2. 休会期間終了後 3 ヶ月以内に休会延長あるいは復会の手続きを取らなかった会員については、承認された休会終了日に遡って退会とする。

第10条 (除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員会の決議によって当該会員を 除名することができる。

- 1. 定款その他の規則に違反したとき。
- 2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

第11条 (資格喪失)

前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失 する。

- 1. 第4条の支払義務を3年履行しなかったとき。
- 2. 代議員の全員が同意したとき。
- 3. 会員である個人が死亡、又は本会が解散したとき。

第12条 (再入会)

- 1. 会費滞納により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、資格喪失まで の未納期間に係る年会費の納入及び本会が定める退会届を提出し、退会手続きを完 了した後に第3条に定める手続により、新たに会員番号を付与し再入会を認める。
- 2. 既に退会手続きを完了している者については第3条に定める手続により、新たに会 員番号を付与し再入会を認める。

第13条 (名簿の登録抹消)

第9条、第10条、第11条に規定する退会、除名、又は資格喪失があった場合は、会員 名簿から、当該会員の登録を抹消する。

第14条 (基準日)

- 1. 入会届、休会届、復会届、及び退会届等の届出について、郵送の場合は消印の日付、FAX・電子メール等の場合は受信日を申請の基準日とする。
- 3. 入会日は、年会費の振込日とする。
- 4. 休会日及び退会日は申請日以降の日を会員が指定する。
- 5. 復会日は、既に承認されている休会期間が終了した日の翌日とする。

第15条(会員歷)

本会の会員歴は年会費を完納した年数とする。

第16条(改廃)

この規約の改廃は、理事会の承認ののち、代議員会の決議を経て行う。

第17条(補則)

この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

- 1. この規約は、2021年2月26日から施行する。
- 2. 第2条第3項及び第4項における理事長、理事、学術集会会長、代議員の経験及 び年数は、本会の前身である任意団体日本胎児心臓病学会(及び研究会)での経験 及び年数を含むものとする。研究会時の幹事は、代議員相当とする。

2022年2月17日第3回代議員会において改定承認された。 2025年2月14日第6回代議員会において改定承認された。